

訂正とお詫び

(平成23年10月13日現在)

【2012年向け初級INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト教材の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。

誠に申し訳ございません。お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように、宜しくお願い致します。

【労災保険法】

頁数	行数	差替え
95	表 2段目	障害等級2級の内容を次のとおり、差し替え 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの

山川靖樹の社労士予備校